



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

92.2.17 No. 3540

2・21スト! 乗勤改善阻止

2/13 準備時間の設定で団交

二月十三日、乗乗勤廃止
・改善に伴う準備時間の設
定について団体交渉が行な
われた。この日の団交は、
六日に行なわれた団交の際
に、当局側が「準備時間は
実測したものであり、その
積算内容は明らかにする必
要はない」としたことによ
って、実質的な議論を行
なうことができず、仕切り
直しになって開催されたも
のである。

団交で一部明らかにされ
た準備時間の算定基準は次
のとおりである。

● 点呼時間	十五分
● 出区点検時間	
二両	十五分
四〜八両	二二分
十両	二五分
十一〜十四両	三十分
十五両	三五分

「**わずか5分の付加時間で事態は変わらない!!**」

また、泊り勤務の者が朝
起きて乗り出すまでの準備
時間には、五分間の「付加
時間」を加える考え方が明
らかにされた。理由は、「一
朝の場面でも時計の整正や
行路の変更の確認などが必
要な場合がでてくる可能性
があるから」ということだ
ある。

要するにこれは、何かあ
れば全く対応することがで
きない、あまりにも無茶な
ギリギリの時間設定しかし
ていないことの自認に他な
らない。しかし、わずか五
分の付加時間を加えたとし
ても、トイレにも行けない

事態が変わるわけではない。
乗務の条件は毎日変化する。
また、運転士は生身の人間
である。こうしたことを一
切無視して、一分単位でギ
リギリの時間設定をすれば、
何かあればただちに列車遅
延ということになってしま
うのだ。

時間設定の矛盾指摘に

回答できないうJR千葉支社

とりわけ、千葉支社の準
備時間の設定は、他支社と
比べても、著しく切り詰め
たとり方となっている。こ
こにも、労務政策と運転士
をいかに虐めつけるかしか
頭のない千葉支社運輸課の

異常性が鮮明に現われてい
るといえる。

しかも、この日の団交の
なかで、一旦提案された準
備時間が、何十箇所にも渡
って修正されたのである。
理由は、「単純な間違いな

ど」だというのだ。さらに、
時間設定の矛盾を指摘する
と回答することもできない。
要するに、まともな業務遂
行能力すらなくなってしまう
っているということである。

営業への塩づけ粉砕 2・21ストで反撃へ!!

JR千葉支社は、われ
われ労働千葉の基本的要
求の一つである、強制配
転者の原職復帰・運転士
資格保持者の登用につい
て、またも二月一三日の
団体交渉の中で、「任用
の基準」などと言う全く
理不尽な回答を行ってき
た。

労働千葉の組織弱体を
狙いにしたこの強制配転
だ)

攻撃は、三年前の予科生
の差別・選別登用から、
JR当局・JR総連結託
体制のもと、露骨な形で
「塩づけ」攻撃を続けて
いる。(「強制配転者の
原職復帰にあたっては、
配転期間も考慮する」と
いうその年のダイ改確認
を反故にし、現在では「
任用の基準」だと言うの

差別・選別登用を 断固許すな!

一方で、昨年から再開
された新規採用者につい
ては、すでに車掌区への
配属・見習いが開始され、
運転士への登用が策動さ
れている。

百歩譲って、適格性等
を判断材料とする「任用
の基準」であっても、ベ
テラン運転士の復帰・資
格保持者の登用が当然の
ごとく優先されるべきで
ある。

全配転者の 怒りを結集しよう!

労務管理II組合差別の
みで、労働者の希望を踏
みにじる行為・施策は絶
対に許せるものではない。
労働千葉は、強制配転
者の原職復帰・運転士登
用を、今次二・二一スト
の基本的要求として、道
すじを明らかにさせる闘
いに決起する。

全配転者の怒りを結集
しよう!